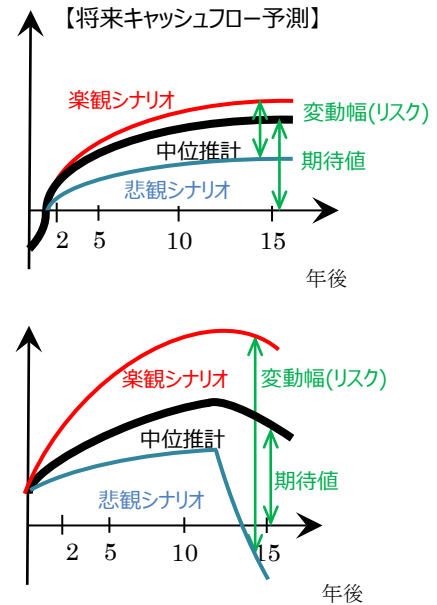
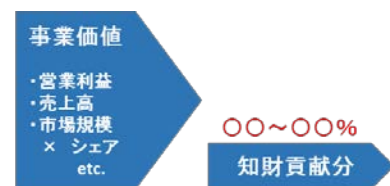


グループ A, B 討議議題

(ア) 知的財産は事業（又は企業）の将来キャッシュフローの期待値やその変動幅（リスク）にどのような影響を及ぼし得るか



(イ) 事業（又は企業）の将来キャッシュフロー予測に基づいて、保有する知的財産のうち実体的な請求権のある知的財産[※]の金銭的価値を計算するには、どのように計算すると良いか（計算できない場合や、計算しない方が良い場合があるとすればどのような場合か）

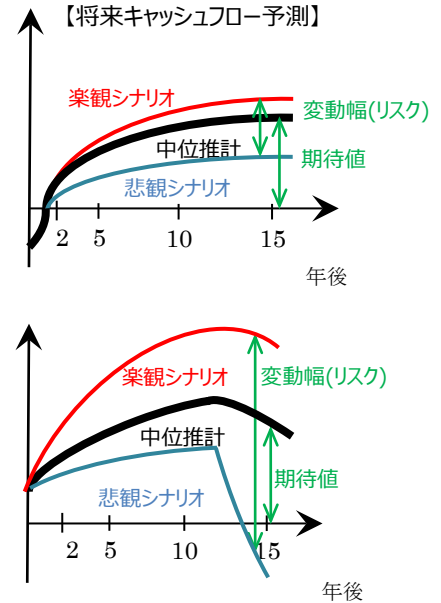


各問 5分書き出し+17分議論+3分まとめ

[※] この検討会においては「実体的な請求権のある知的財産」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（不正競争防止法で保護対象として現在検討されているデータ等を含む）に裏付けられた知的財産をいうものとする。

グループ C, D 討議議題

(ア) 知的財産は事業（又は企業）の将来キャッシュフローの期待値やその変動幅（リスク）にどのような影響を及ぼし得るか



(イ) 事業（又は企業）の将来キャッシュフローに実体的な請求権のある知的財産[※]が与える影響を認識するには、知的財産の金銭的価値そのもの以外に、どのような指標が適当か及びその理由について

各問 5分書き出し+17分議論+3分まとめ

[※] この検討会においては「実体的な請求権のある知的財産」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（不正競争防止法で保護対象として現在検討されているデータ等を含む）に裏付けられた知的財産をいうものとする。